

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力（以下「DV」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVは、家庭などプライベートな状況で生じるため、外部からの発見が困難で潜在化しやすく、被害が深刻化しやすい特性があります。

被害者の多くが女性であり、男女の固定的役割分担、経済力の格差など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題を背景とした誤った意識から生じており、しかも加害者に罪の意識が薄い傾向があります。

このような状況を改善し、DVを防止するとともに、被害者を保護・支援するため、平成13（2001）年4月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（現行の法律名。以下「DV防止法」という。）が制定され、DVの防止や、被害者の保護に係る国や地方自治体の責務が明示されました。その後、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、都道府県による基本計画の策定義務の追加等を内容とする数度の法改正を経て現在に至っています。

県では、平成14（2002）年4月に婦人相談所を配偶者暴力相談支援センターとして位置付けて、相談や一時保護等を開始し、平成18（2006）年6月には「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」（以下「県基本計画」という。）を、平成23（2011）年8月には第2次計画を策定しました。

これらの計画に基づいて、関係機関と連携しながらDVの未然防止と、被害者からの相談、保護、自立支援などの総合的な施策を推進してきましたが、警察によるDVの認知件数が増加している一方で、県及び全市町が開設している相談窓口の認知度は低く、その相談件数は減少傾向にあります。

また、平成26（2014）年度の内閣府調査では、結婚したことのある人の5人に1人、女性では4人に1人がDVの被害経験があると答えているなど、表面化していないDV事案も多数発生していると推定されるほか、交際相手からの暴力（デートDV）を受けたことがあると答えた女性の数が、平成20（2008）年度には20人に1人だったものが、平成26（2014）年度には5人に1人と、急激に増加しており、県民の安心・安全な暮らしづくりを進める上で、依然としてDV対策が大きな課題となっています。

こうした中、これまでの取組の成果や社会情勢の変化を踏まえ、より一層、効果的な取組を推進するため、発生予防や被害の顕在化の推進などの新たな視点を盛り込み、若年層を中心とした予防教育の実施、相談しやすい環境づくりの推進、相談・保護機関の対応力強化及び被害者の経済的自立の促進に重点的に取り組む計画を策定することとしました。

■ 配偶者からの暴力（DV：ドメスティック・バイオレンス（Domestic Violence））

この計画における「配偶者」とは、DV防止法の定義と同義であり、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者（事実婚）や生活の本拠を共にする交際相手を含みます。また、婚姻、事実婚や生活の本拠を共にする関係を解消した元配偶者等から、引き続き暴力を受ける場合の当該元配偶者等も含みます。

また、「暴力」とは、DV防止法の定義と同義であり、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（精神的暴力、性的暴力及び経済的暴力）を指します。

2 計画の位置付け

- (1) DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく県における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す基本計画です。
- (2) 「広島県男女共同参画基本計画（第4次）」（計画期間（平成28（2016）年度から平成32（2020）年度まで）における「配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進」の具体的施策として策定します。

3 計画期間

この計画の計画期間は、平成28（2016）年度から平成32（2020）年度までとします。

<参考>

- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1次計画 | 平成18（2006）年度～平成22（2010）年度 |
| 第2次計画 | 平成23（2011）年度～平成27（2015）年度 |

4 基本方針

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の人権が尊重され、DVにおびえることなく心身ともに安定した生活を送ることができる社会の実現は、県民の願いです。

この計画では、将来的理想像として、関係機関、関係団体、県民と協力し、次のような社会を目指すことにします。

【目指す姿】

配偶者からの暴力におびえることなく心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現

⇒目指す姿の実現に向けて、この計画の総括目標を次のとおり設定します。

【総括目標】

被害者が身近な地域で安心して相談でき、より適切な支援を受けられる体制が整っている

5 重点項目

施策を展開するに当たって、今後の取組を明らかにするために「予防・発見」「相談・保護」「自立」という3つの柱を立て、それぞれ次の項目に重点的に取り組むこととします。

予防・発見

- ⇒重点項目（1）若年層を中心とした予防教育の実施
（2）相談しやすい環境づくりの推進

相談・保護

- ⇒重点項目（3）相談・保護機関の対応力強化

自 立

- ⇒重点項目（4）被害者の経済的自立の促進

- (1) 若年層を中心とした予防教育の実施
 - ・新たなDVの発生を予防するとともに、被害に遭った場合にも早期に相談行動が起こせるよう、若年層を中心とした教育・啓発の充実を図ります。
- (2) 相談しやすい環境づくりの推進
 - ・被害者の早期の相談行動が促進されるよう、被害者のみならず、被害者の周囲の人に向けた確実な情報提供などに取り組みます。
 - ・加害者による暴力がエスカレートし、再発するケースが多いと考えられることから、加害者にDVを正しく理解させ、誤った意識を払拭させる取組として、加害者に自覚を促す広報や加害者更生に向けた取組を検討します。
- (3) 相談・保護機関の対応力強化
 - ・相談者や相談内容の多様化に対して、適切な対応や支援が実施できるよう、相談員等の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携により、相談員に対するサポート体制を整えます。
 - ・一時保護後の早期自立に繋げるため、一時保護した被害者及び同伴児童に対し心理的ケアを実施するとともに、市町DV防止ネットワークの構築を支援し、地域での見守り体制の整備を図ります。
- (4) 被害者の経済的自立の促進
 - ・被害者が経済的に自立することが困難と考えているケースが多いことから、相談窓口と就業支援機関との連携を強化するとともに、相談・保護から自立までの一貫した心のケアを行い、就業を希望する被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな就業支援に取り組みます。
 - ・被害者が同伴する子供に対する視点も重要なことから、要保護児童対策地域協議会と連携した市町DV防止ネットワークの構築を支援します。

6 数値目標

重点項目ごとに、次の指標に応じた数値目標を定めます。

重点項目	指 標	現況値	目標値
(1) 若年層を中心とした予防教育の実施	若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の認識	—	50%以上
(2) 相談しやすい環境づくりの推進	「相談窓口を知らない」と答えた人の割合	16.7%	8.4%以下
	被害にあった人のうち、被害を相談した人の割合	—	男性：30% 女性：70%
	被害を相談した人のうち、公的機関に相談した人の割合	—	9.2%以上
(3) 相談・保護機関の対応力強化	相談員向け研修で学んだ知識と相談技術の発揮度	—	95%以上
	要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワーク設置市町数	15市町	全市町
(4) 被害者の経済的自立の促進	就業希望者に占める就業者の割合	—	85%以上

7 計画の進行管理

被害者の保護と自立支援を図るためには、配偶者暴力相談支援センター、市町、警察、法務局、婦人保護施設や母子生活支援施設等の社会福祉施設、民間団体等の各関係機関が共通認識を持ち、相互に連携を図りながら日々の相談や保護、自立支援等で緊密に協力し、切れ目のない実効性のある施策を実施することが必要です。

このため、この計画を総合的に推進するために、「広島県DV対策関係機関連絡会議」の開催等を通じて、市町、関係機関、民間支援団体等と、なお一層緊密な連携に努めます。

また、DV対策は、関係部局が連携して、それぞれ担当するDV関連施策を積極的に実施する必要があるため、県庁内に組織する「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する対策連絡会議」において、毎年度、施策の実施状況を把握するとともに、外部有識者で構成する会議において、本計画に設定する目標の達成状況をPDCAサイクルにより検証し、計画期間内であっても状況の変化に応じて必要な見直しを図ります。

■広島県DV対策関係機関連絡会議

主な構成員：広島地方裁判所、広島法務局、広島地方検察庁、（一社）広島県医師会、（一社）広島県歯科医師会、市町関係課、婦人保護施設、広島弁護士会、（社福）広島県社会福祉協議会、広島県民生委員児童委員協議会、広島県母子生活支援施設協議会、（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会、（公財）広島県男女共同参画財団、民間支援団体、県庁関係課、県警察本部、県教委、県立総合精神保健福祉センター、県こども家庭センター

■配偶者暴力相談支援センター

DV 防止法により、被害者を保護するため、相談・一時保護や自立生活促進のための就労・住宅等の情報提供等の支援を行う機関。

■広島県内の配偶者暴力相談支援センター

【各配偶者暴力相談支援センターの担当地域】

機 関 名		担 当 地 域
県	西部こども家庭センター 広島市南区宇品東四丁目1-26 ☎(082)254-0391 休日・夜間電話相談 ☎(082)254-0399	広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町
	東部こども家庭センター 福山市瀬戸町山北291-1 ☎(084)951-2372	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町
	北部こども家庭センター 三次市十日市東四丁目6-1 ☎(0824)63-5181(代) 内線2313	三次市、庄原市
市	広島市配偶者暴力相談支援センター 広島市中区富士見町11-27 ☎(082)545-7498	広島市

【各こども家庭センターの付与機能】

施 設 名	配偶者暴力相談支援センター	婦人相談所	女性相談	児 童相談所	知的障害者更生相談所
西部こども家庭センター	●	○	○	○	○
東部こども家庭センター	○		○	○	○
北部こども家庭センター	○		○	○	○

※ ●は、各配偶者暴力相談支援センターの連携の中心となる施設

※ 婦人相談所は、元々は売春防止法に基づく施設でしたが、DV 防止法により、配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられました。一時保護については、婦人相談所が自ら行うか、婦人相談所から一定の基準を満たす者に委託して行うこととなります。

8 目指す姿と施策の体系

■第1節 予防・発見

基本施策1 暴力を許さない・暴力に気づく環境づくり

【目指す姿】

- 若年層におけるDVに対する認識の向上によって、新たな被害の発生が減少しています。
- DVに対する認識の更なる向上によって、被害防止の機運が醸成されています。
- 関係機関の連携により、被害者を発見・通報する体制が構築されています。
- 相談窓口や支援内容に関する周知が進み、被害者が我慢することなく早期に身近な機関に相談しています。
- 加害者が自らのDVに気づくとともに、その行為に対する責任を認識し、再び暴力を振るわないようにするための対策が講じられています。

施策体系	重点項目と達成イメージ（指標）
<p>1 若年層への予防教育の充実</p> <p>2 暴力の未然防止に向けた研修・啓発の実施</p> <p>3 被害者を発見し、孤立させない環境づくり</p> <p>4 被害者への情報提供</p> <p>5 暴力の抑止に向けた取組の充実</p>	<p>重点1</p> <p>若年層を中心とした予防教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年層と保護者に向けた啓発・教育 <p>《達成イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞若年層における交際相手からの暴力（デートDV）の認識度の向上 <p>重点2</p> <p>相談しやすい環境づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者のみならず、周囲の人等に向けた啓発・情報提供 <p>《達成イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞DV相談窓口の周知度の向上 ☞被害を相談した人、公的機関へ相談した人の割合の増

■第2節 相談・保護

基本施策2 信頼・安心できる相談・保護体制の確立

【目指す姿】

- 被害者の心身の状態や児童の同伴など個々の状況に応じた適切な相談を受けられる環境が整っています。
- 被害者が、関係機関の連携による安全安心な環境の下で、適切な保護を受けられる環境が整っています。
- 被害者が、保護命令の発令によって、地域で安全に安心して生活しています。

施策体系	重点項目と達成イメージ（指標）
<p>1 相談体制の充実・強化</p> <p>2 保護体制の充実・強化</p> <p>3 保護命令への対応等</p>	<p>重点3</p> <p>相談・保護機関の対応力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の資質向上と関係機関との連携強化 ・被害者及び同伴児童への心理的ケア <p>《達成イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞研修で学んだ知識と相談技術の発揮度の向上 ☞要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワークの全市町への構築 ☞被害を相談した人、公的機関へ相談した人の割合の増（再掲）

■第3節 自立

基本施策3 関係機関の連携による切れ目のない自立支援の実施

【目指す姿】

- 関係機関が連携し、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所した被害者の状況に応じた効果的・継続的な支援が実施されています。
- 被害者が、心理的なケアを受けて立ち直り、実情に即した就業支援により、経済的に自立した生活を送っています。
- 子供たちが必要な支援を受け、地域で見守られながら安心して暮らしています。
- 被害者が、自立に向けた支援を受け、安心して暮らしています。
- 地域で関係団体の連携体制が確立され、相談から保護、自立支援まで、切れ目なく対応できる環境が整備されています。

施策体系	重点項目と達成イメージ（指標）
<ol style="list-style-type: none"> 1 施設における保護の円滑な実施 2 就業支援機関との連携による経済的自立の促進 3 子供への支援の充実 4 生活の安定と心身回復へのサポート 5 関係機関・団体との連携強化 	<p>重点4</p> <p>被害者の経済的自立の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口と就業支援機関との連携強化と就業支援策等の充実（被害者等への心理的ケアを含む。） ・地域での見守り体制の確立 <p>《達成イメージ》</p> <ul style="list-style-type: none"> ☞就業希望者に占める就業者の割合の増 ☞要保護児童対策地域協議会と連携したDV防止ネットワークの全市町への構築(再掲)